

アレルギー疾患の 児童生徒対応マニュアル

平成 23 年 6 月

横浜市教育委員会

目次

はじめに

第1章 アレルギー疾患とは

- 1 アレルギー疾患とは
- 2 アレルギー疾患の特徴を踏まえた取り組み
- 3 気管支ぜん息
- 4 アトピー性皮膚炎
- 5 アレルギー性結膜炎
- 6 アレルギー性鼻炎
- 7 食物アレルギー
- 8 アナフィラキシー

第2章 児童生徒への対応

- 1 アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎・気管支ぜん息）の児童生徒への対応の流れ
- 2 食物アレルギー・アナフィラキシーを発症する児童生徒への対応の流れ

第3章 学校生活等（学校給食以外）での留意点

- 1 校内における教育活動
- 2 校外学習・宿泊を伴う行事
- 3 食物アレルギー児童生徒への自己管理に関する指導
- 4 アレルギー対応の情報管理

第4章 教職員の役割

- 1 校長の役割
- 2 学級担任の役割
- 3 養護教諭の役割
- 4 給食主任の役割
- 5 栄養教諭・学校栄養職員の役割
- 6 学校医の役割
- 7 給食調理員の役割

第5章 食物アレルギーに対する学校給食での対応

- 1 学校給食における対応方法
- 2 食物アレルギー対応食の調理作業手順
- 3 食物アレルギー対応食の実際
- 4 アレルギー物質を含む食品表示

※ 様式

はじめに

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されています。

アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、気管支ぜん息、食物アレルギー・アナフィラキシーなど多様な疾患が含まれており、これらの疾患には、長期にわたり管理を要する側面があるとともに、場合によっては生命にかかわるといふ側面もあります。そこで、文部科学省では、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月）を全校に配布しました。このガイドラインでは、当該児童生徒のアレルギー疾患の状態と管理における共通理解のため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を示し、アレルギー疾患の児童生徒に対する学校での取り組みを推進しています。さらに、ガイドラインには、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペン®（アドレナリン自己注射薬）を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられ、また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為と認められる場合には、関係法令の規定により、その責任が問われないものと考えられることが示されました。

横浜市においても、エピペン®を所持する児童生徒数が増えており、アナフィラキシー等さまざまなアレルギー症状を発症する児童生徒への対応の機会も増えていきます。学校においては、アレルギー疾患の児童生徒に対し、細心の注意を払うことが求められています。

これらを踏まえ、学校における管理・指導を適切に行うためには、全教職員がこれらの疾患について正しい知識を持つとともに、学校における日常の取り組みおよび緊急時の対応について、管理職、担任を中心に関係者が、保護者とよく話し合うことが必要となります。さらに、その内容については全教職員で共有することが望まれます。

横浜市教育委員会では、すでに「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（平成19年1月）を学校に配布しておりますが、当該手引き及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を踏まえ、「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」を作成しました。

アレルギー疾患の児童生徒が、学校生活を安心・安全に送るために、このマニュアルを活用していただきたいと思えます。

7 食物アレルギー

(1) 定義

特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

(2) 原因

通常、食物中のたんぱく質は胃や腸で消化され、アミノ酸に分解されます。しかし、乳幼児など消化機能が未熟な場合に、たんぱく質が十分に分解されず、大きな分子の状態で吸収されてしまうことがあります。アレルギー体質の場合には、このように吸収されたたんぱく質が抗原（抗原）となり、IgE抗体がつくられます。

ア 臨床型分類

食物アレルギーとしては、IgE 依存性食物アレルギーと IgE 非依存性食物アレルギーがあり、ほとんどは IgE 依存型に反応する即時型の食物アレルギーです。

臨床型		発症年齢	頻度の高い食品	アナフィラキシーショックの可能性
即時型		乳児期～成人期	乳児～幼児 鶏卵、牛乳、小麦、そば、魚類など 学童～成人 甲殻類、魚類、小麦、果物類、ピーナッツ、そばなど	(++)
特殊型	食物依存性運動誘発アナフィラキシー (FEIA _n /FDEIA)	学童期～成人期	小麦・甲殻類（えび・かになど）・果物など	(+++)
	口腔アレルギー症候群 (OAS)	幼児期～成人期	果物・野菜など	(+)

出典：「食物アレルギーの診断の手引き 2008」（厚生労働科学研究班による）（一部改変）

イ 即時型に分類される食物アレルギー

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因物質を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。

ウ 特殊型に分類される食物アレルギー

(ア) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

ある特定の食物と運動が組み合わさったときに発症するという特徴があります。しかも、食物と運動が組み合わされたとき常に症状が出るわけではなく、その発症には環境要因、体調、ストレス等の生体側の要因の関与も考えられています。

※症状は多様で、食物摂取後30分～4時間の運動中にアナフィラキシーを発症します。

※原因食物には、小麦、甲殻類（エビ、カニ等）、果物などが多く報告されています。

※症状の誘因となる運動の種類や強弱は多岐にわたっています。

※運動前のアレルギー食品の除去や食後の運動を避けることで発症を防ぎます。

(イ) 口腔アレルギー症候群

ある特定の食物（果物や野菜が多い）を食べることによって特徴のある即時型アレルギー反応が起こります。

※ほとんどは口のまわりの発赤、口腔内の腫れ、のどの痛み、イガイガ感、ピリピリ感など、口から喉にかけての症状です。

※花粉の抗原と野菜や果物の抗原との類似性が症状の発症に関連があり、花粉症やラテックス（天然ゴム）アレルギーがある人には注意が必要です。

エ 食物アレルギーの原因食品

アレルギーを起こす頻度とアレルギー症状の強さに違いはありますが、たんぱく質を含むすべての食品がアレルギーになる可能性を持っています。しかし実際には、摂取頻度や摂取量の多い、一部の特定の食品が原因になっています。

横浜市内小学校を対象に行った実態調査の結果を、平成21年度と平成19年度で比較すると、たまご・牛乳・ピーナッツの割合が高く、平成19年度に比べピーナッツやキウイフルーツの割合が増加傾向にあります。

《原因食品と診断を受けている人数に対する割合》

平成19年度（5024人中）

	食品名	割合(%)
1	たまご	47.0
2	牛乳	23.5
3	ピーナッツ	15.2
4	そば	14.2
5	えび	7.8
6	キウイフルーツ	7.6
7	魚卵	7.2
8	乳製品	6.4
9	種実類	6.2
10	かに	5.1

平成21年度（4809人中）

	食品名	割合(%)
1	たまご	44.4
2	牛乳	24.1
3	ピーナッツ	19.3
4	そば	13.1
5	キウイフルーツ	11.7
6	えび	9.6
7	乳製品	9.5
8	種実類	8.5
9	魚卵	7.6
10	かに	6.3

《一人の児童が医師から診断された「食物アレルギー原因食品」の種類》

一人の児童が診断された「食物アレルギー原因食品」の数	平成 19 年度	平成 21 年度
	割合 (%)	割合 (%)
1 種類	58.8	55.1
2 種類	21.5	21.4
3 種類	9.0	10.1
4 種類	4.0	4.9
5 種類以上	6.7	8.5
合計	100	100

一人の児童が診断された原因食品の種類は、平成 19 年度の調査に比べ、2 種類以上の複数の食物アレルギーと診断される子どもが増加傾向にあります。しかし、多くの場合は 1 ～ 2 品目の除去ですむことがわかります。

(3) 食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚粘膜症状	皮膚 眼 口腔咽喉頭	かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹 結膜充血、かゆみ、涙が流れ出る、まぶたがむくむ 口腔・口唇・舌の違和感・はれ、声がかれて出にくくなる、喉のかゆみ、イガイガ感、喉がしめつけられる感覚
消化器症状		腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、血便
呼吸器症状	上気道 下気道	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり 呼吸困難、せき、喘鳴(ぜいぜいして息が苦しくなる)
全身性症状	アナフィラキシー アナフィラキシーショック	多臓器にわたる症状 頻脈、虚脱状態(ぐったり)・意識障害・血圧低下

出典：「食物アレルギーの診療の手引き 2008」(厚生労働科学研究班による)(一部改変)

(4) 食物アレルギーと間違えやすい病気

摂取した食物が原因となって起こる症状でも、細菌や毒素などによる食中毒や牛乳を飲むとおなかのざわめくといった乳糖不耐症は免疫を介して起こるわけではありませんので、食物アレルギーとは区別します。

ア 食物不耐症

乳糖やグルテンなどの体質的な消化不良が原因で、消化器症状が主症状です。

(例) 乳糖不耐症：牛乳を飲むと下痢を起こしやすい。

イ 仮性アレルギー

食品に含まれている化学物質が原因となってアレルギー症状に似た症状を起こします。

(例) さばなどに含まれる「ヒスタミン」という物質が作用して、食べるとじんましん、湿疹が発症

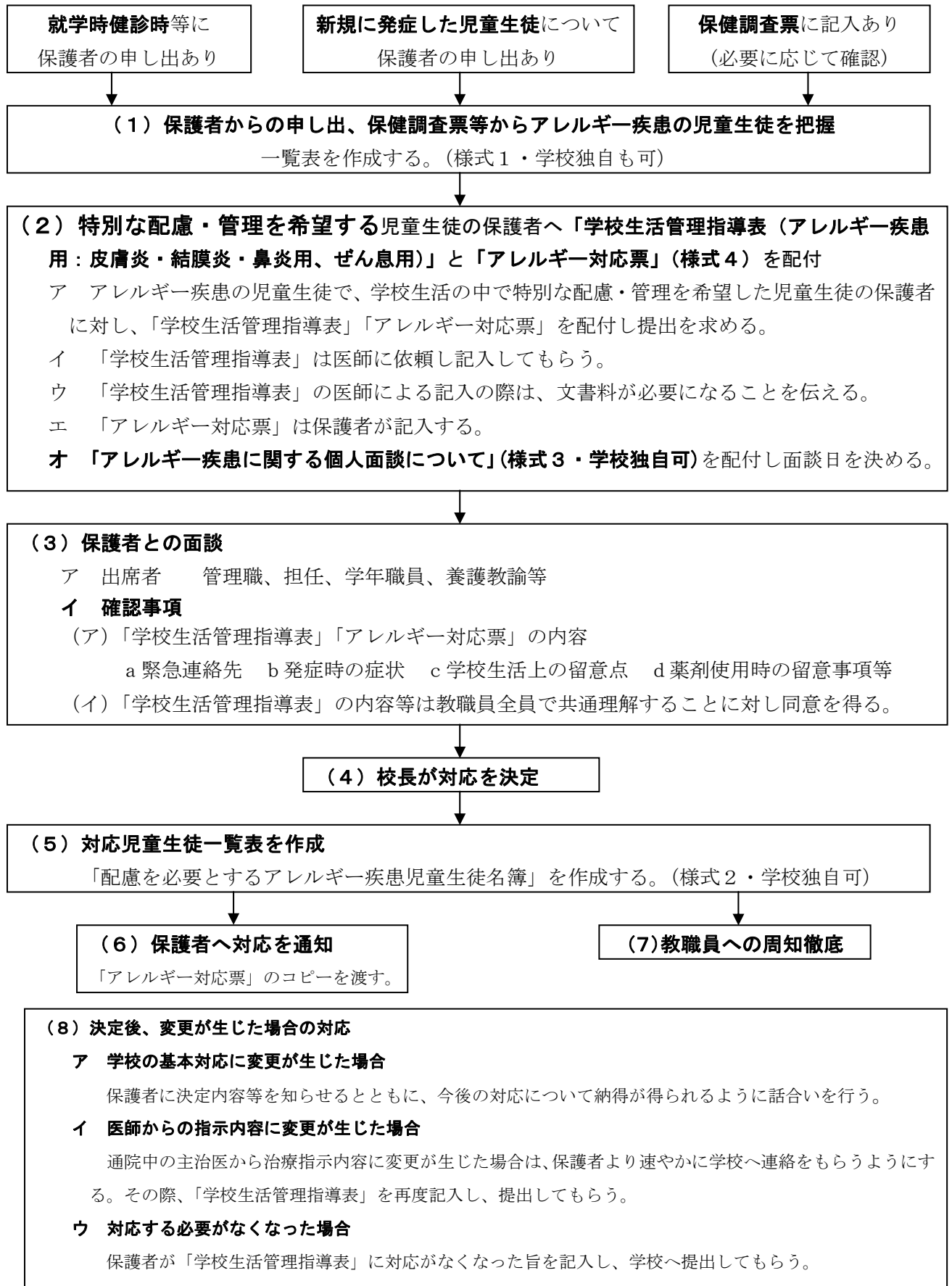
ウ 食中毒

食品中に含まれていた病原体や自然毒、化学物質などにより発症します。

(例) ふぐの卵巣に多いテトロドトキシンなどの動物性自然毒

第2章 児童生徒への対応

1 アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎・気管支ぜん息）の児童生徒への対応の流れ



学
校
生
活
管
理
指
導
表
(
ア
レ
ル
ギ
ー
疾
患
用
)

アトピー性皮膚炎	病型・治療	学校生活上の留意点		【緊急連絡先】	★保護者
	A 重症度のみやす(厚生労働科学研究班) 1 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる 2 中症度：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる 3 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満みられる 4 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1 ステロイド軟膏 2 タクトリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3 保湿剤 4 その他 () B-2 常用する内服薬 1 抗ヒスタミン薬 2 その他 () C 食物アレルギーの合併 1 あり 2 なし	A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 B 動物との接触 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名：	C 発汗後 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 D その他の配慮・管理事項(自由記載)		★連絡医療機関
	(電話)				(医療機関名)
アレルギー性結膜炎	病型・治療	学校生活上の留意点		【緊急連絡先】	(電話)
	A 病型 1 通年性アレルギー性結膜炎 2 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3 春季カタル 4 アトピー性結膜炎 5 その他 () B 治療 1 抗アレルギー点眼薬 2 ステロイド点眼薬 3 免疫抑制点眼薬 4 その他 ()	A プール指導 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 プールへの入水不可 B 屋外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 C その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日		
	(電話)				医師名
アレルギー性鼻炎	病型・治療	学校生活上の留意点		【緊急連絡先】	(電話)
	A 病型 1 通年性アレルギー性鼻炎 2 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春 夏 秋 冬 B 治療 1 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2 鼻噴霧用ステロイド薬 3 その他 ()	A 屋外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 B その他の配慮・管理事項(自由記載)	医療機関名		
	(電話)				医師名

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名：

名前

男・女 平成 年 月 日生 (歳)

学校 年 組 提出日 年 月

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

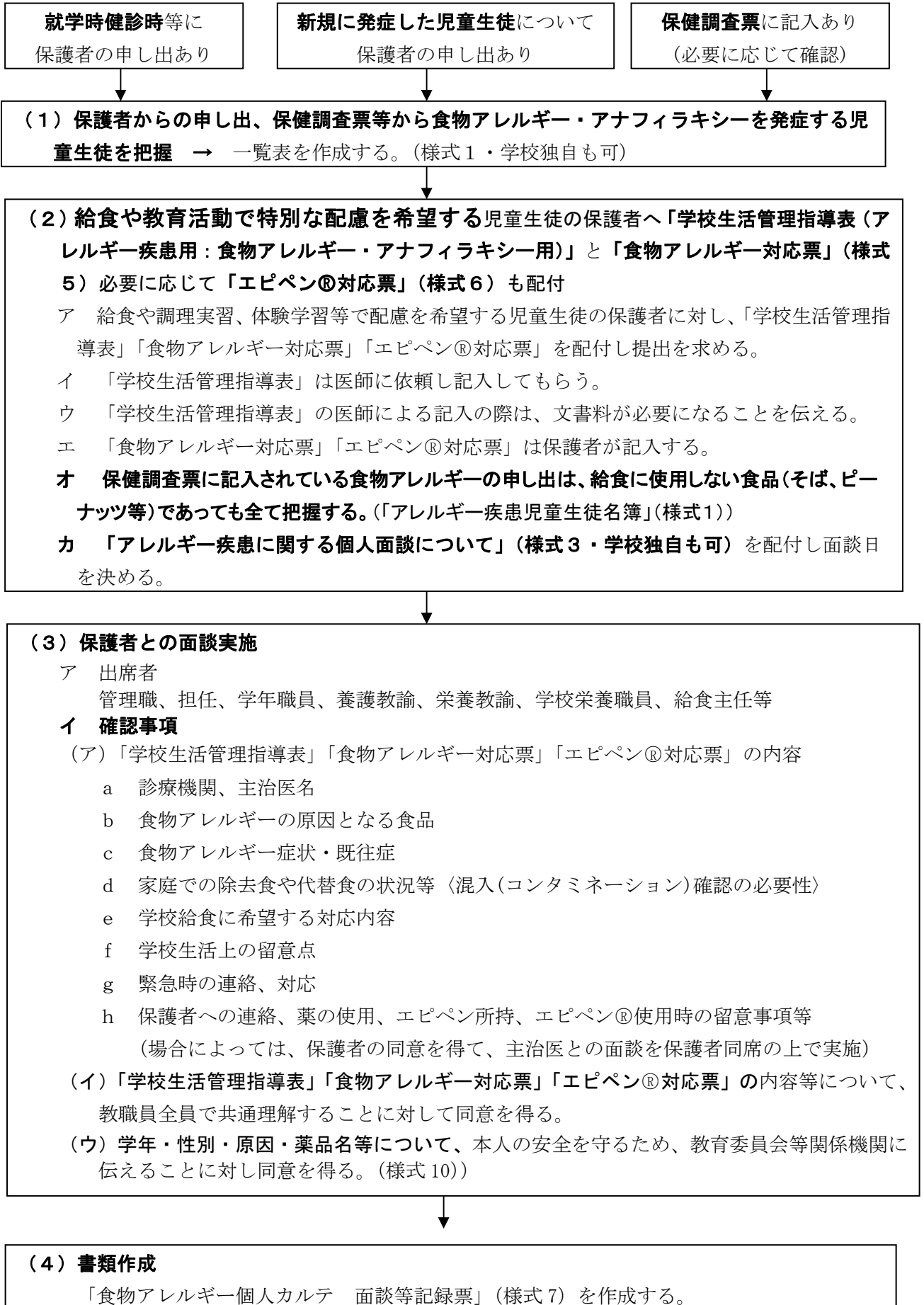
気管支ぜん息

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
A 重症度分類(発生型) 1 間欠型 2 軽症持続型 3 中等症持続型 4 重症持続型	C 急性発作治療薬 1 ベータ刺激薬吸入 2 ベータ刺激薬内服 D 急性発作時の対応 (自由記載)	A 運動(体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 強い運動は不可		【緊急連絡先】 (電話) ★連絡医療機関 (医療機関名) (電話)	
		B-1 長期管理薬 (吸入薬) 1 ステロイド吸入薬 2 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3 吸入抗アレルギー薬 (「インター®」) 4 その他 ()			B 動物との接触や埃等の舞う環境での活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名
B-2 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1 テオフィリン徐放製剤 2 ロイコリエン受容体拮抗薬 3 ベータ刺激内服薬・貼付薬 4 その他 ()		C 宿泊を伴う校外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定			記載日 年 月 医師名 ⑩ 医療機関名
		D その他の配慮・管理事項(自由記載)			

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名：

2 食物アレルギー・アナフィラキシーを発症する児童生徒への対応の流れ ●●●●●



↓

(5) 食物アレルギー対応委員会を開催、対応の検討

ア 目的

食物アレルギーの児童生徒に対応について学校給食及び学校生活全般における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図りより安全な学校生活をめざす。

イ 出席者

管理職・担任・学年職員・養護教諭、栄養教諭・栄養職員、給食主任、学校医、調理員代表等

ウ 開催

校長は必要に応じて、委員会を開催する。

エ 検討事項

(ア) 学校全体の食物アレルギー対応児童生徒人数とその対応を把握

(イ) 給食・調理実習・体験学習など学校生活全般での対応の方法を検討

その際、給食での「除去食」「代替食」対応実施基準、面談や確認書類事項を考慮し判断

↓

(6) 校長が対応を決定

(7) 対応児童生徒一覧表を作成

ア 「配慮を必要とするアレルギー疾患児童生徒名簿」を作成する。(様式2・学校独自可)

イ 給食用に「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」(様式8)を作成する。

(8) 保護者へ対応を通知

ア 一般の給食の内容説明(献立内容・使用食材等)

イ 調理現場の説明(大量調理の状況・設備・人員配置等)

ウ 給食費の説明(返金の対象の有無)

エ 給食以外の教育活動における留意点を確認

※給食での「除去食」「代替食」が提供できない場合には、丁寧にその理由や状況を説明し保護者の理解を得る。

※「食物アレルギー対応票」「エピペン[®]対応票」のコピーを渡す。

(9) 教職員への周知徹底

(10) 食物アレルギー対応を開始

(11) 年に1回の見直し

進級に際し、個別の面談を行う。

(12) 決定後、変更が生じた場合の対応

ア 学校の基本対応に変更が生じた場合

保護者に決定内容等を知らせるとともに、今後の対応について納得が得られるように話し合いを行う。

イ 医師からの指示内容に変更が生じた場合

通院中の主治医から治療指示内容に変更が生じた場合は、保護者より速やかに学校へ連絡をもらうようにする。その際、「学校生活管理指導表」を再度記入し、提出してもらう。

ウ 対応する必要がなくなった場合

保護者が「学校生活管理指導表」に対応がなくなった旨を記入し、学校へ提出してもらう。

※学校現場で優先して行うべきこと

①児童生徒がアナフィラキシー症状を起こさないように、日常生活の中でより注意していくこと

②教職員全員で情報共有し対応について確認を行っておくこと

名前

男・女 平成 年 月 日生 (歳)

学校 年 組 提出日 年 月 日

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

アナフィラキシー（あり・なし）
食物アレルギー（あり・なし）

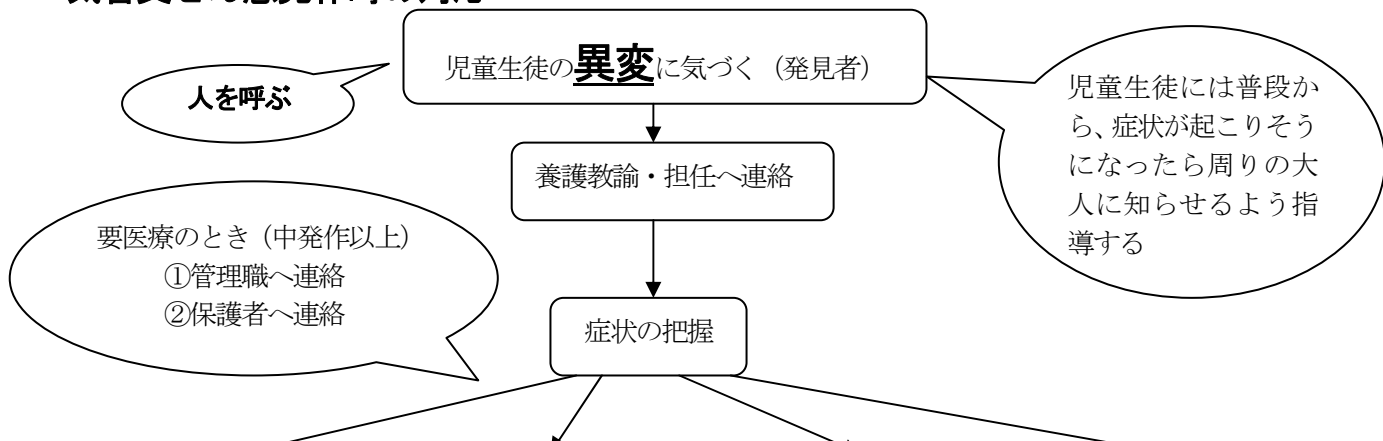
1 病型・治療		2 学校生活上の留意点		★保護者
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1 即時型 2 口腔アレルギー症候群 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		A 給食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定		【緊急連絡先】 ★保護者 (電話) ★連絡医療機関 (医療機関名) (電話)
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1 食物(原因) 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3 運動誘発アナフィラキシー 4 昆虫 5 医薬品 6 その他 ()		B 食物・食材を扱う授業・活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定		
C 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく >内に診断根拠を記載 1 鶏卵 < > 2 牛乳・乳製品 < > 3 小麦 < > 4 ソバ < > 5 ピーナッツ < > 6 種実類 < > () 7 甲殻類（エビ・カニ） < > 8 果物類 < > () 9 魚類 < > () 10 肉類 < > () 11 その他1 < > () 12 その他2 < > ()		C 運動(体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定		
D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2 アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3 その他 ()		D 宿泊を伴う校外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要		
E その他、配慮管理事項（自由記載）		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名		

【診断根拠】該当するものをく >内に記載
 ①明らかな症状の既往
 ②食物負荷試験陽性
 ③IgE抗体等検査結果陽性

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

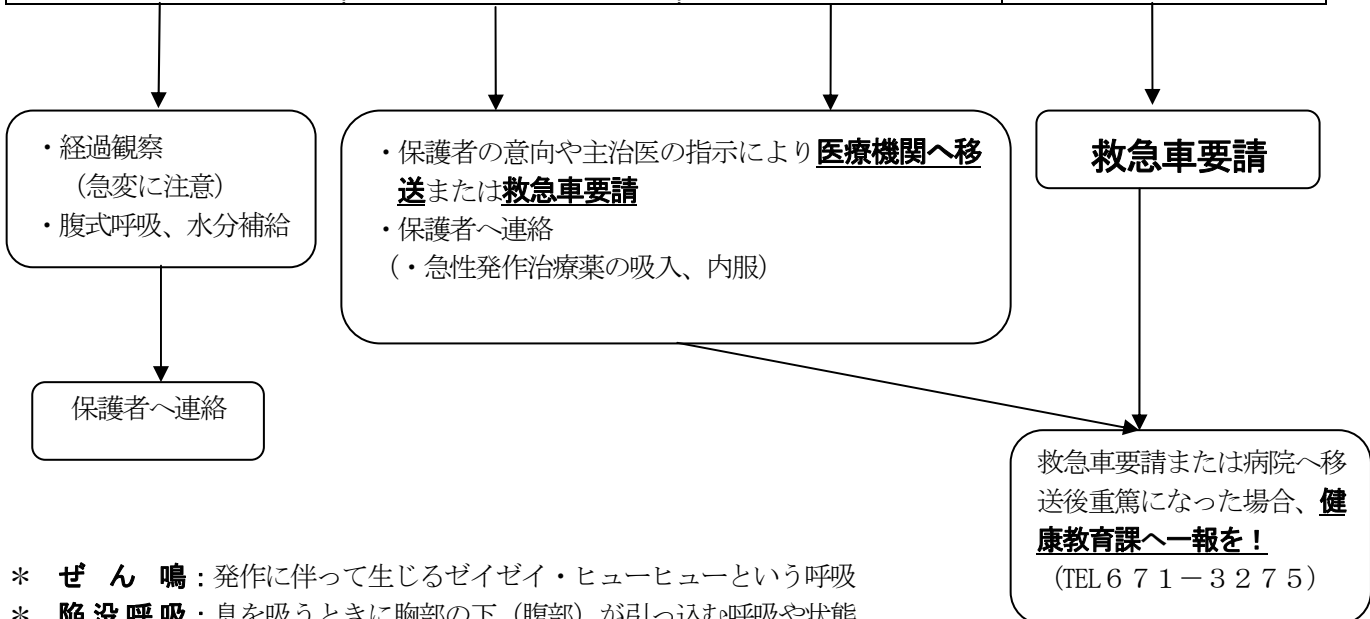
保護者署名：

気管支ぜん息発作時の対応



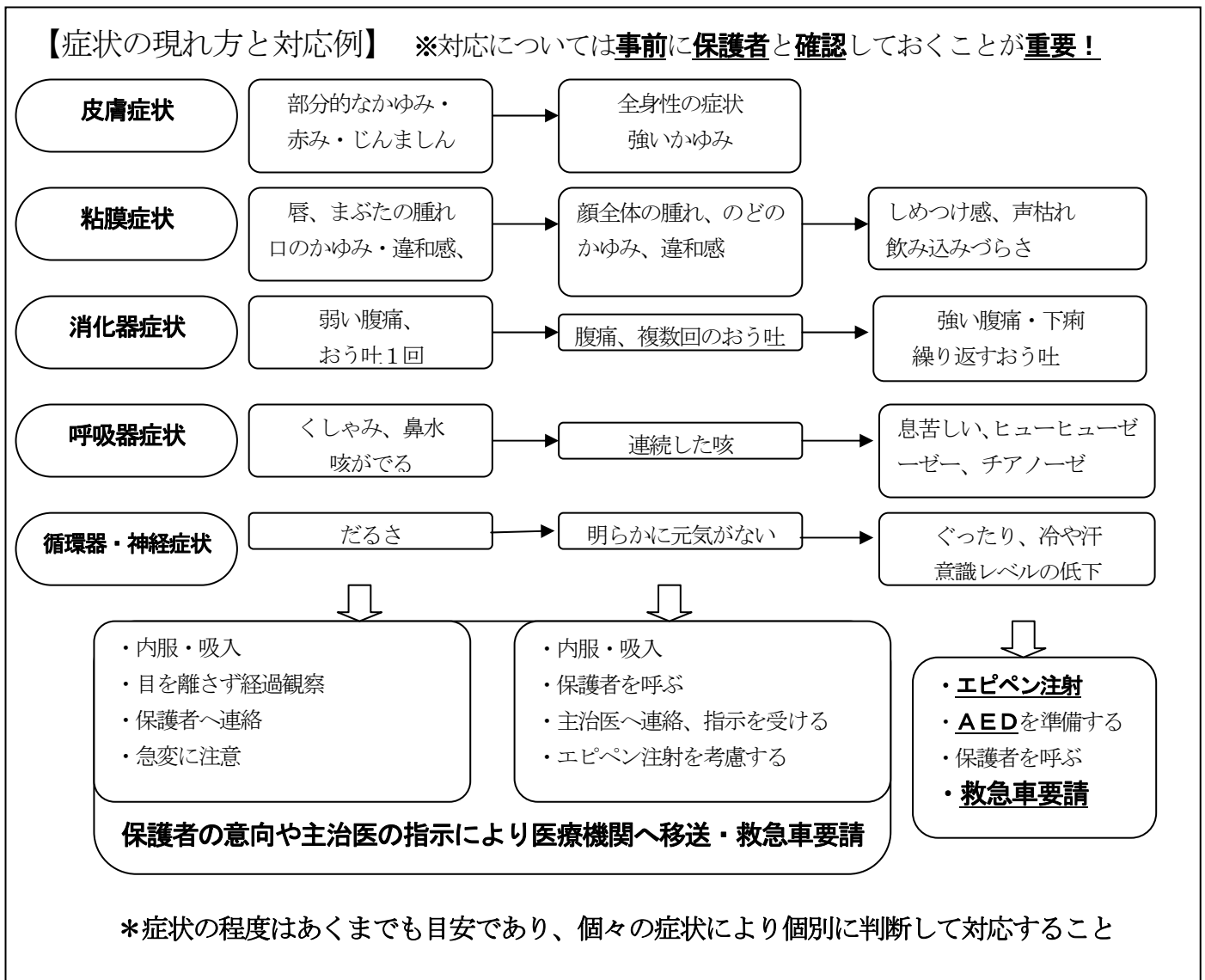
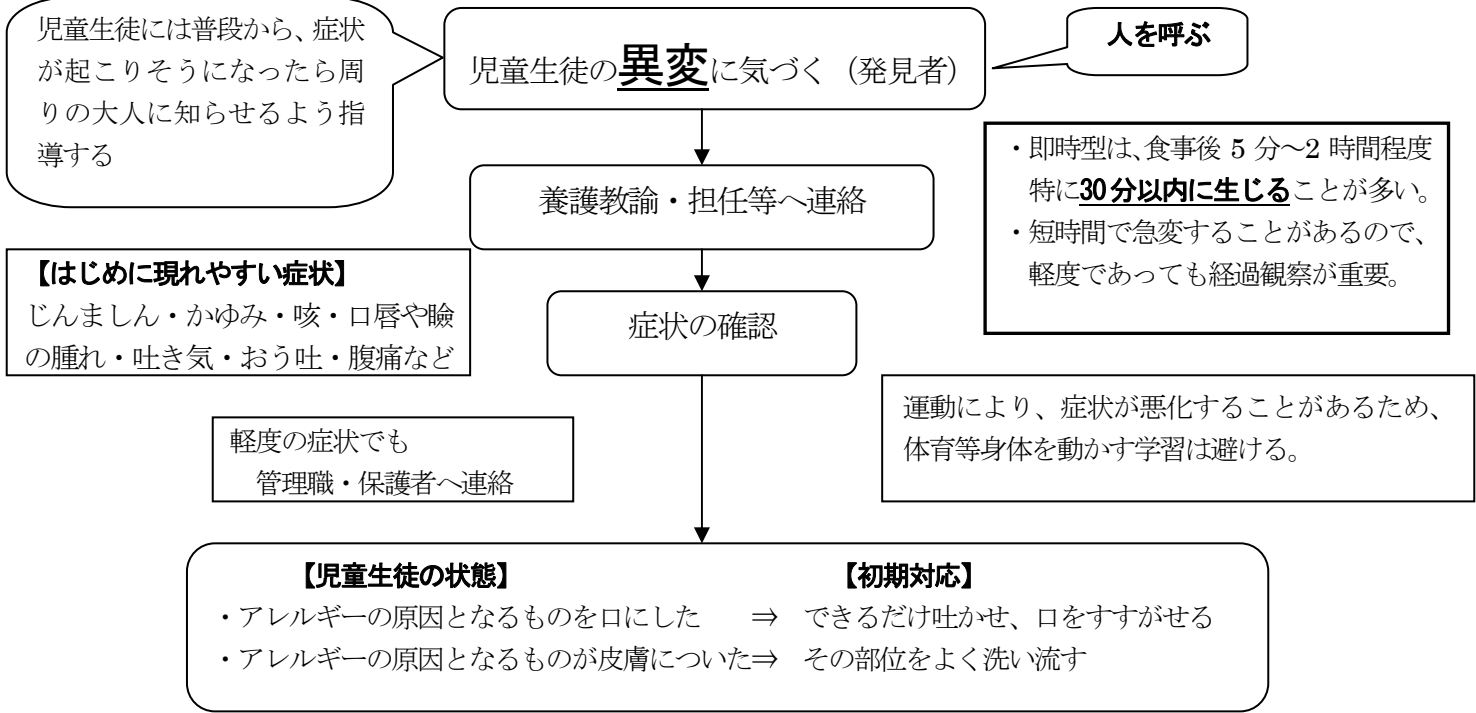
【症状の現れ方と対応例】 ※対応については事前に保護者と確認しておくことが重要！

小発作	中発作	大発作	呼吸不全
基本的な発作の目安			
<呼吸のしかた>			
ぜん鳴 軽度 (子供の近くで聞こえる程度)	明らか (50cmくらい離れて聞こえる程度)	著明 (遠くでも聞こえる)	弱い (呼吸不全を来した場合、ぜん鳴は弱くなるので要注意)
陥没呼吸 なし	明らか	著明	著明
起座呼吸 なし	横になれる程度	あり	あり
<日常生活の様子>			
遊び ふつう 給食 ふつう 会話 ふつう 授業 ふつう	ちょっとしか遊ばない 少し食べにくい 話しかけると返事はする 集中できない	遊べない 食べられない 話しかけても返事ができない 参加できない	《その他》 ・ 尿便失禁 ・ 興奮 (あばれる) ・ 意識低下など

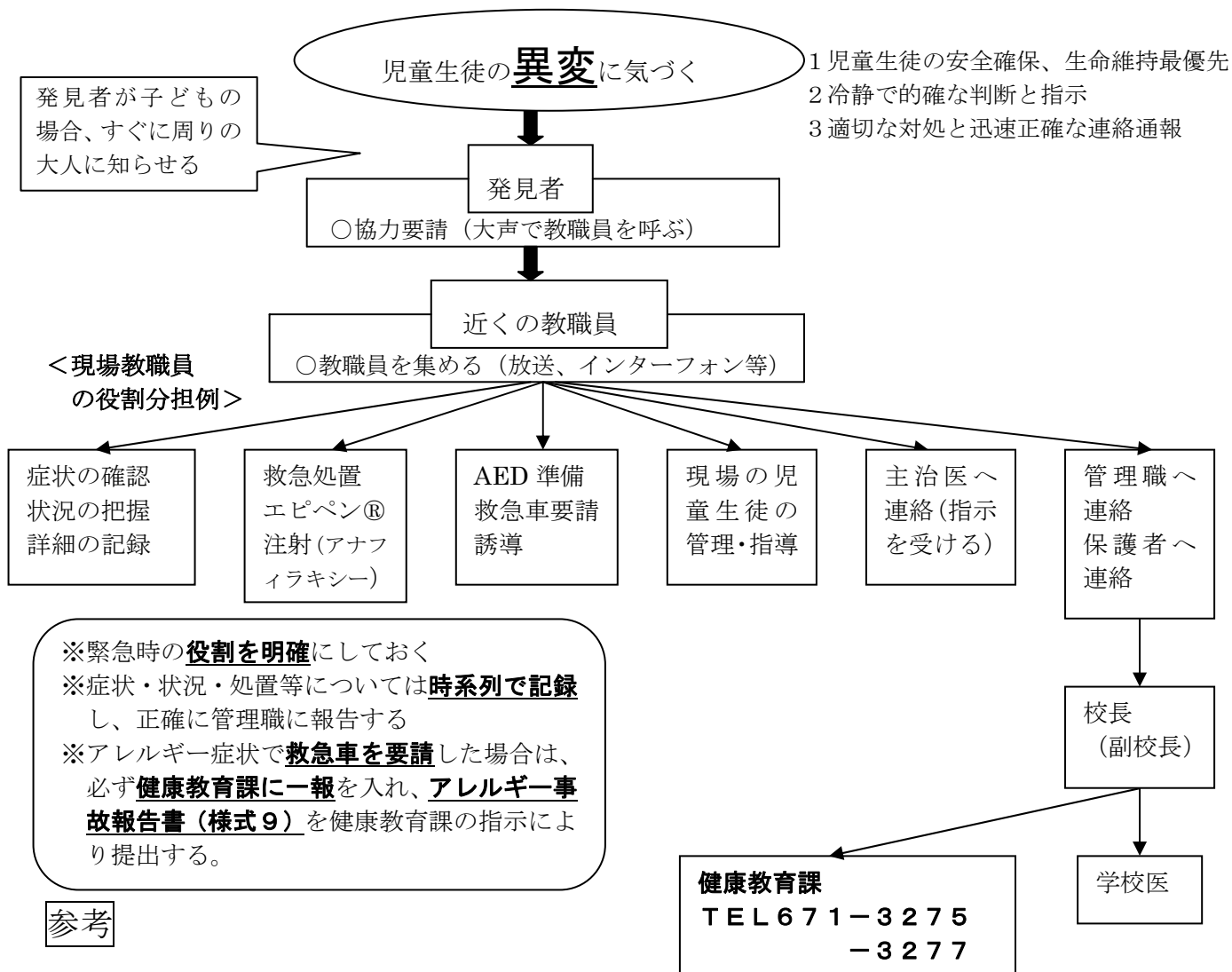


- * **ぜん鳴** : 発作に伴って生じるゼイゼイ・ヒューヒューという呼吸
- * **陥没呼吸** : 息を吸うときに胸部の下 (腹部) が引っ込む呼吸や状態
- * **起座呼吸** : 息苦しくて横になることができない呼吸や状態
- * 症状の程度はあくまでも目安であり、個々の症状により個別に判断して対応すること

食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応



アレルギー発症時の緊急連絡体制・役割分担例



横浜市小児救急拠点病院



横浜市小児救急拠点病院

横浜市では 2007 年度より 7 つの拠点病院に小児科医を集約し、小児医療の質を高めるとともに、医師の勤務状況を改善させる試みが正式にスタートしました。

1 つの施設に 11 人以上（12-15 人）の小児科医を集約化し、24 時間 365 日体制で充実した小児救急医療を提供することを目的とするものです。

* 日常的に連絡をとっておくと、緊急時に連携することができます。

清掃を免除する等の対応は他の児童生徒の不公平感をあおり、いじめや偏見・差別の原因にもなりかねないので十分な配慮が必要です。

イ シックハウス・シックスクール症候群

床用ワックスはトルエン・キシレンを発生する可能性が高いので、長期休業期間中に塗る、ワックスで症状がでる児童生徒がいる場合はその教室は塗らない等児童生徒に影響を与えないよう十分配慮します。

(6) 飼育係

ア アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎・アレルギー性結膜炎・気管支ぜん息

ウサギやニワトリなどの特定の動物がアレルゲンになる子どもは、飼育係にならないようにほかの係りを担当させます。

2 校外学習・宿泊を伴う行事

旅行者や保護者からの情報をもとに、どの場面でどのような対応・配慮を行うかを確認しておきます。

症状が出たときの対応、通常使用している薬の使用状況等を保護者と連絡を取り確認します。薬は本人が持参し、原則として、本人が自分で使用できるようにしておきます。

緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）などについて保護者と確認し、教職員間で共通理解を図ります。

(1) 食物アレルギー

食物アレルギーの児童生徒が、なるべく他の児童生徒と同じような校外学習・宿泊が行えるよう、学習内容・宿泊場所等を検討します。

宿泊先や昼食場所等での食事内容、体験学習の内容等について事前に確認し、担任は保護者に伝え、対応が必要な場合は、関係職員は保護者と相談します。

早めに宿泊業者からメニューを取り寄せ、保護者に確認してもらいます。その際、加工食品にも注意します。

除去食等の対応ができない場合は、保護者と相談して対応を考えます。

弁当や菓子類の友だち同士でのやりとり等に注意し、おやつや飲み物・自由行動での食事内容にも注意します。

そば枕等に注意します。

(2) 気管支ぜん息

温度変化・温泉場のガス、キャンプファイヤーや花火等の煙・宿舎内でのほこり等で発作を起こすことも多いので、本人を含め、同室の児童生徒への事前指導を行います。

ぜん息発作が起こった場合、発作の程度に適した対応をします。一旦落ち着いたとしても、山登りなど、体力を使うスケジュールは控えさせます。

羽毛やそば枕等は事前に交換を依頼します。

2 学級担任の役割

(1) 保護者への対応

保護者の申し出や「保健調査票」等によりアレルギー疾患の児童生徒の把握をします。

「アレルギー疾患に関する個人面談について」(様式3)を作成し、保護者との面談日時を調整し面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認します。

面談後、学校における対応について保護者に決定事項を連絡します。

(2) 学級指導

アレルギー児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるような環境を整えます。

(3) 食物アレルギーの児童生徒に関する指導

食物アレルギーについての正しい知識をもちます。

他の児童生徒に対して、食物アレルギーのある児童生徒を正しく理解できるように指導を行い、偏見やひやかし等が生じないように配慮します。

児童生徒が誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るように指導します。

(4) 学校給食に関する留意点

児童生徒が代替食や弁当を持参した場合は、必要に応じて職員室で保管するなど、弁当の管理を行います。

学級での配膳の際、給食当番が誤って配っていないかを確認します。

児童生徒が原因食品を除去して食べる場合は、当日の献立と使用食品を確認し、児童生徒が何の食品を除去するかを確認します。

給食室でアレルギー除去食を受け取る場合は、学級担任が調理従事者から直接受け取り、その際、学年組、氏名、献立名と除去内容等を確認します。

調理業務を民間委託している場合で、アレルギー除去食がコンテナやワゴンで運ばれた際は、運搬された除去食の学年組、氏名、献立名と除去内容等の確認をしてから、受け取ります。

児童生徒が給食当番を行う際には、原因食物となる料理(食品)に触れることがないように配慮します。

【ポイント】二重三重のチェック体制の整備！

学校給食で除去食などを作るのは調理員ですが、児童の手元に届くまでには、栄養士や担任など何人かの手を経ています。その各過程できちんと確認しチェックすることが事故を未然に防ぐことにつながります。

特に、検食をする校長や、クラスで一緒に食べる担任は、除去食の有無や対応の内容に間違いがないか必ずチェックしましょう。

3 養護教諭の役割

(1) アレルギー疾患の児童生徒、保護者への対応

保護者の申し出や「保健調査票」等により、アレルギー疾患の児童生徒の把握し、特別な対応を望む保護者には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を促します。

保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認します。

主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒にアレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を確認します。

飲み薬や塗り薬等の学校への持参を許可した場合は、児童生徒が薬を保管している場所を確認します。また、本人が管理できず、やむを得ず預かる場合は、安全に保管できる場所を十分検討し、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理・使用について周知徹底を図ります。

(2) 教職員への指導

アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に学級担任、栄養教諭・栄養職員、他の校内職員との連携を図ります。

除去食等のアレルギー食対応をしている場合は、職員間で情報を共有し、担任以外でも給食・昼食時のアレルギー対応ができるように配慮します。

緊急時の対応や連絡先等、保護者からの情報を教職員に伝えます。

(3) その他

横浜市小児救急拠点病院を確認し、必要があれば連絡を取り合います。

4 給食主任の役割

食物アレルギーについての正しい知識をもちます。

保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認します。

5 栄養教諭・学校栄養職員の役割

(1) 学校給食の除去等が必要な児童の保護者への対応

食物アレルギーについての正しい知識をもちます。

保護者と、月ごとの対応を確実にとりあえる方法を確認します。

(財)横浜市学校給食会（以下「給食会」と言う）ホームページから、加工品の「一括表示」や原材料に関する情報を取り出し、必要に応じ「加工食品等の原料配合問い合わせ」で加工食品等の原材料や原料配合割合を確認します。

※参照：第5章 P39 「横浜市基準献立用物資について」

給食献立の情報（加工食品等の原材料や原料配合割合、独自献立等）を保護者へ提供します。

(2) 教職員・給食調理員への対応

学校給食でどのような対応ができるのかを関係職員と十分調整し、校長に報告します。

学校給食での対応が決定したら、関係職員・保護者とともに毎月の対応について協議します。

給食調理員等と調理作業の綿密な打ち合わせを行い、混入・誤配食がないようにアレルギー対応食の調理指示を行い作成した作業工程表を確認します。

給食時の注意点について学級担任に伝え、給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般の指導やアドバイス等を行います。

(3) 個別指導への取り組み

必要に応じて面談を行い、電話や連絡ノート等を利用して課題や状況を確認します。

授業参観時などに保護者への声かけや様子を聞くなど状況を把握します。

保護者から個人面談の希望があった場合は、日程を調整して応じます。

(4) 未配置校での対応

学校からの相談に応じ、個別相談や除去食対応の確認などを行います。

6 学校医の役割

学校と連携し、アレルギー対応に関する指導・助言を行い、必要に応じ、アレルギー対応委員会に出席します。

7 給食調理員の役割

食物アレルギーについての正しい知識をもちます。

学校給食でどのような対応ができるのかを栄養教諭・学校栄養職員や校長と十分協議します。

アレルギー対応検討委員会の決定事項に基づいて、アレルギー対応食を調理します。

納品された物資の一括表示を確認し、原材料に除去すべき食品があった場合は速やかに報告します。

対応食の調理工程や調理方法などは打合せをていねいに行います。

※参照：第5章 P28 「食物アレルギー対応食の調理作業手順」

イ 除去食対応

(ア) 対応方法

アレルギーの原因となる食品を、調理の過程で除去して料理し提供します。
調理途中で別鍋などに取り分けて、混入に注意して仕上げます。

(イ) 特徴

アレルギーの原因食品を除いて調理するので必要栄養量の確保が難しくなります。

(ウ) 留意点等

作業工程など調理上の調整が必要です。

ウ 代替食対応

(ア) 対応方法

アレルギーの原因となる食品の代わりに、代替食品を使用したり、調理法を変更したりして、提供する方法です。飲み物(牛乳)や果物の場合、代替に茶飲料や別のデザートを提供します。

(イ) 特徴

代替食品を使用して基準献立と同様な料理を作るため、同等の栄養価(エネルギーやたんぱく質等)を確保できます。

(ウ) 留意点等

この方法は、対応が必要な食品の種類や量により代替食品の購入費用や調理施設、調理員の数など給食全体を勘案し、対応が可能かどうかの判断が必要です。

お茶等を牛乳の代替食品とする場合は、必要な栄養量(エネルギーやたんぱく質、カルシウム等)を補う必要があります。

「除去食」「代替食」対応の配慮事項

主治医等の診断、指示にそって可能な範囲で対応します。

「少量可」「つなぎ可」など、少量の使用は可能といった対応は、「可能」とした上限が明確でないため安易に対応することは危険です。

確実に安全な対応がとれるように、保護者や主治医と十分に話し合ひましよう。

「除去食」や「代替食」実施日の栄養の不足は、家庭で補えるよう保護者に協力を求めましよう。

加工食品等は、納入された物資の一括表示等でアレルギーの原因となる食品が含まれていないか確認します。

除去する食品を調理過程での確に除去できるように、また、混入(コンタミネーション)を起こさないように調理員は作業工程表を作成し、確認しながら調理します。

学校栄養職員はわかりやすい調理指示書等を作成し提供します。

献立変更により使用食材を変えた場合は、その都度作業工程表や作業動線図を変更し、作業を確認します。

該当の児童生徒が除去食を間違いなく食べられるよう配膳や運搬方法を配慮するとともに、教室では、必ず担任が表示等を確認してから児童生徒に手渡します。

エ 詳細な献立表情報の共有

献立の詳細な内容を保護者と学級担任に提示し、除去すべき食品について確認を行います。その際、加工食品の詳細な原材料配合表やアレルギー食品に関する資料も併せて提供します。

「献立表対応」の配慮事項

家庭配布の献立表や加工品の原料配合などの情報を提供して、保護者と面談や電話等で必要な対応を確認することは、食物アレルギー対応の第一段階であり、とても重要です。

軽度なアレルギーの場合、自分で取り除いて食べることがありますが、アレルギーの原因となる食品が料理に混入していると、除いて食べることは難しく、**十分な食物アレルギー対応とはいえません。誤って食べてしまうなどの事故事例がみられ、特に低学年では、自己管理能力が不十分なため危険です。**

除去対応が必要であるかどうか**医療機関を受診して、医師の指示に基づいた対応**をします。

やむを得ず教室で対応する場合、学級担任はアレルギーの原因食品や家庭での摂取状況などを確認し、正しく理解しておきます。

誤って食べた場合の対処方法を事前に確認しておきます。

教室で配食時に除去する場合は、学級の児童生徒や給食当番の協力を得ることも必要です。

オ 一部持参・弁当持参

(ア) 対応方法

アレルギーの原因となる食品が多岐にわたる場合、または極微量でも重篤なアレルギー症状(アナフィラキシー)を引き起こす場合など、調理の過程で完全に除去することが困難な場合には弁当の持参を認めます。

(イ) 留意点等

自宅から代替食を持参するためには保護者の理解と協力を得ることが重要です。

アレルギーの原因食品と同等の栄養価の確保ができるよう、栄養面の指導等、保護者への働きかけが必要です。

「弁当持参」対応の配慮事項

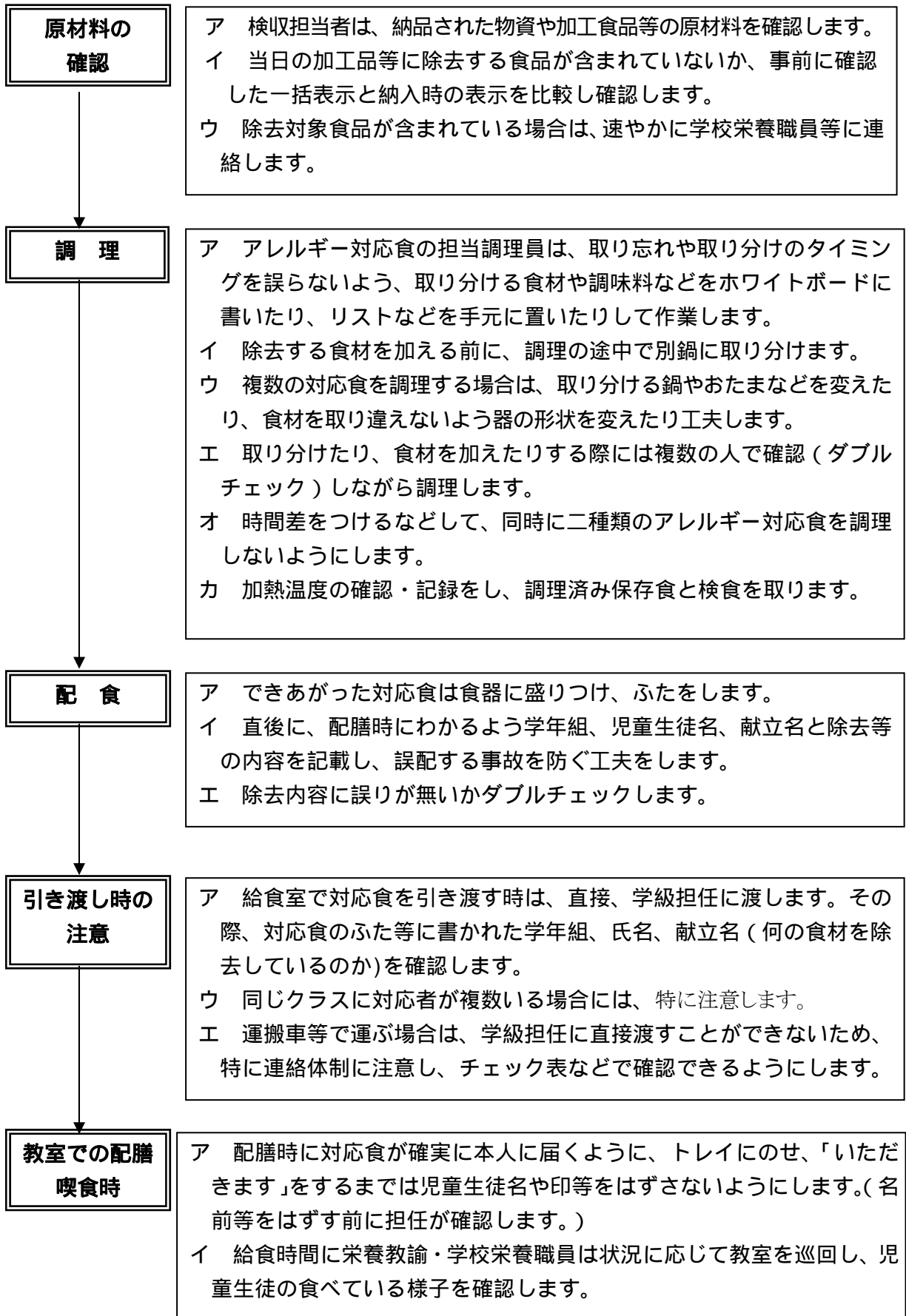
学校給食では除去食対応を基本とします。主食または副食を持参する場合でも、保護者と協議し、食べられるものは給食を提供します。

アレルギーの原因となる食品を確認し、給食を食べる日(献立)と弁当持参の日(献立)を事前に決めます。

食物アレルギーの児童生徒を学級担任が理解し、学級の児童生徒にも正しく理解させ本人が精神的な負担を感じることがないように配慮します。

(3) 保護者への依頼事項 (保護者が「自分の子どもへ伝えておくこと」)

- ア 子どもに食物アレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事においても注意が必要なこと等を十分に伝えます。
- イ 主治医からの指示内容を、自分の子どもの理解度に合わせてわかりやすく説明します。
- ウ 食物アレルギーのために食べられない献立は、子どもと必ず一緒に献立表で確認し、何が食べられないかを子どもに知らせます。
- エ 学校と話し合いの上、飲み薬や塗り薬を学校へ持参する場合は、使用法について十分な説明を行い、保管中に事故がないよう管理方法についても説明します。
- オ 学校で具合が悪くなった時は、すぐに子ども自らが学級担任に申し出るように伝えます。



3 食物アレルギー対応食の実際



(1) 食物アレルギー除去食及び代替食対応における事故を防ぐために

食物アレルギー物質の誤食は、直接、児童生徒の健康被害につながります。学校独自物資の購入には、検収、調理、運搬、配膳等のすべての過程において事故の可能性があることを認識して、最新のデータを入手し、日々作業にあたります。

ア 除去食は、毎日内容や組み合わせが日々変わります。「いつもの調理」とは異なる作業となるため、ヒューマンエラーが起こりやすいことを理解します。

イ アレルギー対応に関する連絡体制を整備し、二重三重のチェック体制を作るとともに、異常を感じた場合は、職員間で情報を共有できるようにします。

ウ 給食を食べた後に食物アレルギーと思われる発症があった場合は、速やかに健康教育課へ連絡します。

除去食を調理する際の事故防止	
料理例	ホワイトシチュー（豆乳と牛乳を同時に使用） チリコンカーン（おからパウダーと小麦粉を同時に使用）等
予想される事故	豆乳と牛乳、おからパウダーと小麦粉のように外見が似ている食品をそれぞれ別々に除去しようとする際、 <u>食品を取り違えて調理してしまう。</u>
事故防止策	ア 外見が似ている食品をひとつずつ除去する事が困難な場合、両方とも使用しないで同じ除去食で対応する。 例えば、豆乳と牛乳を使用する献立で、「乳除去食」「大豆除去食」を調理する場合、両方を使用しない1種類の除去食を共通で提供する。 イ <u>異なった除去食を同じ場所で同時に調理しない。</u> ウ <u>除去食用の食品や調味料を計量する場合は、形状や色が異なった器を使用し、食品の取り違えを防止する。</u> エ 計量時に共有する秤などは、容器の底にこぼれたものが付きやすいので、こまめに拭き取る。

給食物資にアレルギーの原因となる食品が付着していた際の対応策	
食品例	製麺業者から納品されたうどんにそばが付着していた。
予想される原因	うどんの製造過程で機械の洗浄不足により付着した。
	ア 物資は、必ず納品時に複数で検収し品質を確認する。調理時も目視などできる範囲で確認しながら使用する。 イ <u>そば、ピーナッツなど基準献立に使用しない食品であっても、コンタミネーションによってアナフィラキシーショックを起こす可能性が高い食品については、アレルギーがある児童生徒を把握しておく。</u> ウ 納品する業者の製造環境について確認、把握をし、混入が予想される場合は喫食させない。

学校で物資を独自購入する際の事故防止(代替食)

食品例	食肉加工食品（コロッケなど） デザート類（アイスクリームなど）
予想される事故	以前使用したことがあるために最新の使用食品表を事前に確認しなかった。使用食品が変更になったのを知らずに、アレルギーの原因となる食品を含む製品を児童生徒に提供してしまう。
事故防止策	ア <u>加工食品は、製造者の都合で予告なく使用食品を変更することがある。</u> 学校で独自購入する物資は、発注前に使用食品表を取り寄せ、アレルギーの原因となる食品が使われていないかを事前に確認する。 イ <u>納品時は、数量、製造年月日等に加え、外装などに記載されている使用食材を必ず確認する。</u> ウ 使用食材などの確認は、漏れがないよう必ず複数の人で行う。

運搬時の事故防止

予想される事故	<u>運搬に配膳車やリフトを使用する学校や、配膳の介助者をおく学校では、除去食を給食調理員から学級担任へ直接手渡せない場合があります、除去食が児童生徒に届かない、除去食を取り違えてしまう。</u>
事故防止策	調理→配缶→運搬→配膳において、担当者がそれぞれ異なることを予想して、必ずチェックするポイントを決めておき、作業確認ができる表などを用意して活用する。

教室での配膳時の事故防止

予想される事故	担任が教室で他の児童生徒の対応に追われていて、教室へ運ばれていた除去食を担任から渡される前に、通常食を食べてしまう。なお、この例は、特に 低学年に多いと予想 される。
事故防止策	ア 担任は、アレルギー対応が必要な児童生徒の対応予定献立表等を担当者から受け取り、食事時間より前に毎日確認する。 イ <u>学校は、児童生徒自身が日々のアレルギー対応を把握するために、毎日家庭でも確認するよう保護者へ情報提供し、協力を求める。</u> ウ 必ず担任からアレルギーのある児童生徒に除去食を手渡すこととし、他の児童生徒に周知しておく。

(2) 除去食対応時の注意

除去食は、アレルギーの原因となる食品を調理の過程で除去して料理を提供するものです。調理にあたっては、特に次のことに注意します。

ア 除去する食品を揚げた油には、食品のたんぱく質が流出するため、除去食の調理には使用しません。

イ 除去する食品で取っただし汁を除去食の調理には使用しません。

ウ 除去する食品（特にパウダー状のもの）の飛散に注意し、除去食の保管にも配慮します。

エ 除去食の調理に使用する器具は専用の物とし、通常の器具と形状を変えるなどの配慮をします。

(3) 食品別除去食対応事例

ア 卵類

食品名	献立名		具体的な対応
鶏 卵	卵スープ 中華スープ ユーンスープ にらたまスープ	かきたま汁 みず菜のスープ たまごとトマトのスープ イタリアンスープ	・卵を入れる前に別鍋に取り分けて調味し、青味を入れる。
	親子煮 卵とじ	はま菜ちゃんぷる いり豆腐	・卵に代わるたんぱく源として肉や凍り豆腐を多めに入れる。
	ちくわの磯辺揚げ とんかつ 鶏肉の香味揚げ はんぺんフライ	ごま揚げ えび衣揚げ アーモンド揚げ	・卵を入れない衣を作る。 ・新しい油を使用し、最初に揚げる。
	肉だんごと白菜のスープ		・肉だんごの卵をでんぷん等で代用する。 ・肉だんごを入れる前に別鍋に取り、調味する。
うずら卵	五目焼きそば おでん カレーうどん すまし汁(うどん、そ うめん) 大豆と鶏肉のうま煮 チャンポン 八宝菜	みそおでん かやくうどん きつねうどん 中華丼の具 肉と野菜のうま煮 含め煮	・うずら卵を入れる前に別鍋に取り、調味し青味を入れる。
注意点	・卵が入らない分、味が濃くなるので調味料を加減する。		

イ 牛乳及び乳製品

食品名	献立名		具体的な対応
牛乳及び 乳製品	スパゲティ チャウダー シチュー	クリーム煮 ポタージュ	・基準献立の材料に豆乳がある場合は、別鍋に取り分けて豆乳を代用にする。 ・乳製品を入れる前に別鍋に取り分け、野菜スープや野菜のスープ煮にする。
	ヨーグルトあえ		・ヨーグルトを加える前に取り分けてフルーツのみで提供する。
	ソテー(バター)		・別のフライパンを使い、サラダ油で炒めて作る。
	パン・パン粉(脱脂粉乳)		
注意点	・脱脂粉乳、乳製品を含むあげパン、フライ等に使用した揚げ油は、除去食の調理には使用しない。		

ウ 小麦粉及び小麦製品

食品名	献立名		具体的な対応
小麦粉	カレー シチュー マカロニのクリーム煮	ミートソース カレーうどん ポタージュ	・ルーを入れる前に別鍋に取り分け、でんぷんや米粉で代用する。
	チリコンカーン		
小麦製品	うどん 焼きそば そうめん スパゲティ・マカロニ	ヌードル ミネストローネスープ すいとん	・麺、パスタ類を入れる前に取り分け提供する。
	ワンタン		・ワンタンを入れる前に別鍋に取り分け、肉だんごを加え仕上げる。
注意点	<p>・製麺所の多くがうどんや中華めんを製造するラインでそばを製造しているの で、そばアレルギーの児童生徒がいる場合は、コンタミネーションの情報を必 ず保護者に提供し、対応すること。また、学校独自献立でめん類を使用する際 は、コンタミネーションがあることを前提に計画を立てる。</p>		

エ 大豆及び大豆製品

食品名	献立名		具体的な対応
大豆及び 大豆製品 (油揚げ 生揚げ 豆乳 きなこ 豆腐 凍り豆腐)	五目豆 チリコンカーン ビーンズシチュー ミックスビーンズサラダ みそ汁 呉汁 豆乳スープ 麻婆豆腐 ホワイトビーンズシチュー ホワイトシチュー 煮物	変わり五目豆 大豆の磯煮 カレービーンズ シチュー 大豆とじゃこのあめ煮 ポテトの揚げ煮 マカロニのクリーム煮 さけのクリーム煮 あさりのチャウダー にんじんご飯・ひじき ご飯の具	・大豆・大豆製品を入れる前に別鍋に取り分け、調味する。
	きなこあげパン		
おからパウダー	香味揚げ・アーモンド揚げ 鶏肉とカシューナッツの炒め物	かば焼き ごまみそあえ	・おからパウダーを入れる前に別鍋に取り分け、調味する。
	肉だんごと白菜のスープ つみれスープ 等		・肉だんごやつみれにおからパウダーを練りこむ前に取り分け、別鍋で調理する。

オ 甲殻類（えび、かになど）

食品名	献立名	具体的な対応
えび	シーフードカレー 豆腐の中華煮	・えびを入れる前に別鍋に取り分け、調味し仕上げる。
	五目焼きそば 塩焼きそば	・えびを入れる前に別鍋に取り分け、麺と青のりを加えて仕上げる。
桜えび	ソース焼きそば	・桜えびを加える前に炒めた食材を鍋に取り、揚げた麺と青のりを加えて仕上げる。
注意点	・ちりめんじゃこや練り製品など、原材料の段階で甲殻類の混入の可能性がある食品を使用する際は、除去する。	

カ ピーナッツ（落花生）

食品名	献立名	具体的な対応
ピーナッツ	中華あえ いかのかりんとうがらめ	・ピーナッツを入れる前に取り分け、調味する。
注意点	・ピーナッツオイルは、ゼリー類などの加工品に含まれることがあるので、提供前に必ず表示を確認する。	

キ ナッツ類（木の実）

食品名	献立名	具体的な対応
アーモンド カシュー ナッツなど	あげパン（アーモンド粉）	・最初に揚げ、グラニュー糖と砂糖だけをまぶす。
	ちりめんじゃことアーモンドのあめ煮	・アーモンドを除いたあめ煮を作る。
	鶏肉のアーモンド揚げ	・アーモンドを入れない衣を作り、最初に揚げる。
	鶏肉とカシューナッツの炒め物	・ナッツを入れる前に別鍋に取り分け、揚げた鶏肉と青味を加えて仕上げる。

ク ごま

食品名	献立名	具体的な対応
ごま	中華スープ あえもの ドレッシング 揚げ煮 ひじきの炒り煮 ふりかけ 等	わかめスープ ビビンバ きんぴら 大学いも 牛肉のごままぶし あめ煮
	ごまあげパン	
ごま油	あえ物 スープ 炒め物	・ごま油を入れずに仕上げる。 ・炒め油をごま油以外にする。

ケ 魚及び魚製品

食品名	献立名		具体的な対応
魚及び 魚肉練り製品	ツナのカレー炒め	イタリアンペースト	・ツナを加える前に別鍋に取り分けて仕上げる。
	夏野菜とツナのスパゲティ		・ツナを加える前のソースを別鍋に取り分け、ゆでたスパゲティを入れて仕上げる。
	つみれスープ おでん 変わりきんぴら ふくめ煮 チャンポン うどん	筑前煮 五目豆 みそおでん すまし汁 ぞう煮 切干しだいこんの煮物	・魚及び魚肉練り製品を入れる前に別鍋に取り分け、調味する。魚肉練り製品を除去する場合は、味が薄くなるので調味を工夫する。
削り節	汁物 煮物		・だし昆布などに変更する。

コ 果物類

食品名	献立名		具体的な対応
パイナップル キウイ フルーツ リンゴ・桃 メロン	ヨーグルトあえ ミックスフルーツ	フルーツサラダ フルーツみつ豆	・原因食品を入れる前に取り分け、作ったシロップ、ドレッシング等であえて提供する。
注意点	・缶詰のシロップの使用にも気をつける。		

サ 軟体類 (いか、たこ)

食品名	献立名		具体的な対応
い か	シーフードカレー 中華丼の具	うま煮 八宝菜	・いかを入れる前に別鍋に取り分け、調味し仕上げる。
	焼きそば		・いかを入れる前に別鍋に取り分け、麺と青のりを加えて仕上げる。

シ 貝類 (あさり、ほたて)

食品名	献立名		具体的な対応
あさり ほたて	あさりのチャウダー ひじきごはんの具	あさりのスパゲティ みそ汁	・あさりを入れる前に別鍋に取り分け、調味する。

ス 野菜

食品名	献立名		具体的な対応
野菜 (たけのこ なす れんこん)	煮物 炒め物 汁物	スパゲティ類 シチュー類 めん類	・原因食品を入れる前に別鍋に取り分け、調理する

セ その他

個別に特殊な食品についての除去を依頼された場合は、食物アレルギー専門医や健康教育課へ対応を確認します。

《 必ず表示される品目 》 特定原材料

出展：消費者庁「アレルギー物質を含む加工品の表示ハンドブック」引用（抜粋）

表示	代替表記	特定加工食品	範囲
	表示されるアレルギー物質には、別の書き方も認められている	アレルギー物質が含まれていることが明白なときには、アレルギー物質名表記をしなくてもよいことになっている	
卵	たまご、鶏卵、あひる卵、うずら卵、タマゴ、玉子、エッグ	オムレツ、目玉焼、オムライス、マヨネーズ、かに玉、親子丼	食用鳥（鶏、あひる、うずら等）の卵 卵黄、卵白、液卵、粉末卵、凍結卵等も含む
小麦	こむぎ、コムギ	パン、うどん	小麦粉
そば	ソバ		そば粉、そばボーロ、そば饅頭等
落花生	ピーナッツ		ピーナッツオイル、ピーナッツバター
乳	生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、加工乳、無脂肪牛乳、クリーム(乳製品)、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ(乳製品)、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖れん乳、無糖脱脂れん乳、加糖れん乳、加糖脱脂れん乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー(乳製品)、ホエイパウダー(乳製品)、タンパク質濃縮ホエイパウダー(乳製品)、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、はっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料	生クリーム、ヨーグルト、アイスマルク、ラクトアイス、ミルク、乳糖* *乳糖は乳を含む表記として認められています。(拡大表記)	*水牛の乳など牛以外の乳は対象外
えび	エビ、海老		しばえび、さくらえび等含む *おきあみ類、しゃこ類は対象外
かに	カニ、蟹		かに類すべて

《表示がすすめられている品目》特定原材料に準ずるもの

表示	代替表記	特定加工食品	範囲
あわび	アワビ		*とこぶし、チリアワビは対象外
いか	イカ	するめ、スルメ	いか類はすべて
いくら	イクラ、スジコ、すじこ		
オレンジ			*温州みかん、はっさく、レモン等は対象外
キウフルーツ			
牛肉	牛、ぎゅうにく、ぎゅう肉、牛にく、ビーフ		動物脂含む
くるみ	クルミ		
さけ	鮭、サケ、サーモン、しゃけ、シヤケ		にじます等は対象外
さば	鯖、サバ		
大豆	だいず、ダイズ	醤油、味噌、豆腐、油揚げ、厚揚げ、豆乳、納豆	枝豆、大豆もやし等含む *緑豆、小豆は対象外
鶏肉	とりにく、とり肉、鳥肉、鶏、鳥、とり、チキン		動物脂含む
バナナ	ばなな		
豚肉	ぶたにく、豚にく、ぶた肉、豚、ポーク	とんかつ、トンカツ	動物脂含む
まつたけ	松茸、マツタケ		
もも	桃、モモ、ピーチ		
やまいも	ヤマイモ、山芋、山いも	とろろ、ながいも	
りんご	リンゴ、アップル		
ゼラチン			

(2) 横浜市基準献立用物資について

本市では、基準献立により給食会が調達する物資には、加工食品等に卵または卵製品を使用せず、油脂類の原材料に大豆油を含む物を使用しないなど配慮しています。(食物アレルギー対応、非遺伝子組み換え食品を使用するため) また、本市基準献立で使用する加工食品等のアレルギー物質の有無について、取扱業者には詳細な原料配合割合の提出を義務づけています。

ア 鶏卵または卵製品等の不使用食品一覧表

食品分類	鶏卵または卵製品の調味料等使用していない食品名一覧表
食肉加工品類	ウィンナーソーセージ、フランクフルトソーセージ、ハム、ベーコン
魚肉練り製品	扇揚げ、かまぼこ、さつま揚げ、しのだ、ちくわ、つみれ、生つみれ、なると、はんぺん、利久揚げ
冷凍食品類	フライ類、コロッケ、シュウマイ、ハンバーグ、ミートボール、メンチカツ
穀類・小麦粉類	うどん(冷凍)、白玉(冷凍)、中華ちまき(冷凍)、中華めん(冷凍)、チャンポンめん(冷凍)、まんとう(冷凍)、スパゲティ、そうめん、ヌードル、マカロニ類、パン類(蒸しパンは除く)

イ 油脂類で原材料に大豆油等の不使用食品一覧表

食品分類	油脂類で原材料に大豆油を含む物は使用していない食品名一覧表
油 脂	サラダ油、白絞油、調理用マーガリン、ベビーマーガリン
調味料・香辛料類	調理用マヨネーズ、小袋マヨネーズ ※卵は使用

ウ 学校から「給食物資 アレルギー情報」の確認方法について

(ア) 横浜市給食会のホームページ (<http://www.ygk.or.jp/>) で確認できます。

トップページ「食材の安心・安全情報」→「今月の加工食品・一般食品類・アレルギー情報」から月ごとに使用される加工食品のアレルギー情報が確認できます。

(イ) 「給食物資 アレルギー情報問い合わせ票」(様式 11)に記入後、給食会へFAXします。

参 考

『横浜市学校給食物資標準規格』

安心、安全な学校給食用物資を安定的に各学校へおさめるために、給食会取扱い物資の品質基準「物資規格」を定め、入札・購入条件としています。

- 1 食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合するものであること。
- 2 食品衛生法、食品衛生法施行規則及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正す省令(平成13年厚生労働省令第23号)及びJAS法の品質表示基準制度に則した表示を行う。
- 3 主原料は非遺伝子組換えのものを使用する。
- 4 卵または卵製品及び牛由来製品の調味料を使用しないこと。
一部デザート、調味料には使用有り(例:アイスクリーム、マヨネーズ等)
- 5 包装資材は、食品衛生法の容器包装規格基準適合品であること。

混入「コンタミネーション」の事例と注意喚起表示

コンタミネーションとは、食品を製造・調理する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、意図せずごく微量、最終加工食品に混入（コンタミネーション）していることです。

コンタミネーションの防止には、日頃から食品の注意喚起表示に留意するとともに、製品の製造過程をよく理解しておく事も必要です。

(例1)

しらすやちりめんじゃこのようないわしの稚魚は網を用いて捕獲されますが、その際にえび・かにが混獲されることがあります。これらは、加工工程で確実な除去することが困難であり、最終製品にそのまま混入することがあります。

注意喚起表示例

「本製品で使用している●●は、えびが混ざる漁法で捕獲しています。」

(例2)

魚のすり身などには、様々な段階でえび・かにが混入することが考えられますが、魚種を限定し、すり身にする際に内蔵を除去することを行った物については原材料中のえび、かきの混入量が低いと考えられることから、注意喚起表示がない場合があります。しかし、原料魚が小さく内蔵の除去が困難であるなど、えび・かきの混入頻度や混入量が多いと考えられる場合には、注意喚起表示があります。

注意喚起表示例

「本製品で使用している●●は、えびを食べています。」

(例3)

落花生入りのチョコレートを製造した後、プレーンのチョコレートを製造した場合、油脂分の多いチョコレートは水でラインを洗浄せずにチョコレートで製造ラインを洗浄します(共洗い)。しかし、落花生の油脂分を除去することは難しくライン切替後もしばらく極微量であるが、プレーンチョコレートに落花生の油脂分が混入することになります(時間とともにその混入は減少)。ただし、常に数 $\mu\text{g/g}$ 以上ある場合には、アレルギー表示をしなければなりません。

注意喚起表示例

「本製品の生産ラインでは、落花生を使用した製品も製造しています。」

様式

学
校
生
活
管
理
指
導
表
(
ア
レ
ル
ギ
ー
疾
患
用
)

アトピー性皮膚炎	病型・治療	学校生活上の留意点		【緊急連絡先】	★保護者
	A 重症度のみやす(厚生労働科学研究班) 1 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる 2 中症度：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる 3 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満みられる 4 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1 ステロイド軟膏 2 タクトリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3 保湿剤 4 その他 () B-2 常用する内服薬 1 抗ヒスタミン薬 2 その他 ()	A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 B 動物との接触 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名：	C 発汗後 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 D その他の配慮・管理事項(自由記載)		(電話)
	C 食物アレルギーの合併 1 あり 2 なし	(医療機関名)			
アレルギー性結膜炎	病型・治療	学校生活上の留意点		【緊急連絡先】	(電話)
	A 病型 1 通年性アレルギー性結膜炎 2 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3 春季カタル 4 アトピー性結膜炎 5 その他 () B 治療 1 抗アレルギー点眼薬 2 ステロイド点眼薬 3 免疫抑制点眼薬 4 その他 ()	A プール指導 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 プールへの入水不可 B 屋外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 C その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日		
	A 病型 1 通年性アレルギー性鼻炎 2 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春 夏 秋 冬 B 治療 1 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2 鼻噴霧用ステロイド薬 3 その他 ()	医師名			
アレルギー性鼻炎	病型・治療	学校生活上の留意点		【緊急連絡先】	(印)
	A 病型 1 通年性アレルギー性鼻炎 2 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春 夏 秋 冬 B 治療 1 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2 鼻噴霧用ステロイド薬 3 その他 ()	A 屋外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 B その他の配慮・管理事項(自由記載)	医療機関名		
	A 病型 1 通年性アレルギー性結膜炎 2 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3 春季カタル 4 アトピー性結膜炎 5 その他 () B 治療 1 抗アレルギー点眼薬 2 ステロイド点眼薬 3 免疫抑制点眼薬 4 その他 ()	医師名			

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名：

名前

男・女 平成 年 月 日生 (歳)

学校 年 組 提出日 年 月

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

気管支ぜん息

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
A 重症度分類(発生型) 1 間欠型 2 軽症持続型 3 中等症持続型 4 重症持続型	C 急性発作治療薬 1 ベータ刺激薬吸入 2 ベータ刺激薬内服 D 急性発作時の対応 (自由記載)	A 運動(体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 強い運動は不可		【緊急連絡先】 (電話) ★連絡医療機関 (医療機関名) (電話)	
		B-1 長期管理薬 (吸入薬) 1 ステロイド吸入薬 2 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3 吸入抗アレルギー薬 (「インター®」) 4 その他 ()			B 動物との接触や埃等の舞う環境での活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名
B-2 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1 テオフィリン徐放製剤 2 ロイコリエン受容体拮抗薬 3 ベータ刺激内服薬・貼付薬 4 その他 ()		C 宿泊を伴う校外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定			記載日 年 月 医師名 医療機関名
		D その他の配慮・管理事項(自由記載)			

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名：

名前

男・女 平成 年 月 日生 (歳)

学校 年 組 提出日 年 月 日

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

気管支ぜん息

病型・治療		学校生活上の留意点	★保護者
A 重症度分類(発生型) 1 間欠型 2 軽症持続型 3 中等症持続型 4 重症持続型	C 急性発作治療薬 1 ベータ刺激薬吸入 2 ベータ刺激薬内服	A 運動(体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 強い運動は不可 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名	(電話) ★連絡医療機関 (医療機関名)
	D 急性発作時の対応 (自由記載)		
B-1 長期管理薬 (吸入薬) 1 ステロイド吸入薬 2 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3 吸入抗アレルギー薬 (「インターール®」) 4 その他 ()		急性発作治療薬 急性発作治療薬の中で最も多く使用されているのが、ベータ刺激薬で、発作で細くなった気管支を広げ、発作を短時間で緩和する作用をもっている。吸入薬は即効性があり、急性発作が起きた際にはよく使われる。	【緊急連絡先】 記載日 年 月 日 医師名 (印) 医療機関名
B-2 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1 テオフィリン徐放製剤 2 ロイコリエン受容体拮抗薬 3 ベータ刺激内服薬・貼付薬 4 その他 ()			

・間欠型:年に数回、季節的にせきや軽いぜん鳴が現れる。
 ・軽症持続型:せきや軽いぜん鳴が月に1回以上現れる。日常生活に支障なし。
 ・中等症持続型:せきや軽いぜん鳴が週に1回以上現れる。時に、呼吸が苦しく日常生活や睡眠が妨げられる。
 ・重症持続型:せきやぜん鳴が毎日持続する。週に1～2回は、日常生活や睡眠が妨げられるような大きな発作を起こす。

・ステロイド吸入薬:気管支の炎症を和らげる作用があり、軽症～中等症以上の場合に処方される。
 ・長時間作用性吸入ベータ刺激薬:交感神経を刺激して、気管支を拡張する。

・テオフィリン徐放製剤:気管支の炎症を和らげる。
 ・ロイコリエン受容体拮抗薬:気管支ぜん息発作の原因の一つである「ロイコトリエン」という物質が気管支に作用しないようにする。

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名:

名前

男・女 平成 年 月 日生 (歳)

学校 年 組 提出日 年 月 日

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

アナフィラキシー（あり・なし）
食物アレルギー（あり・なし）

1 病型・治療		2 学校生活上の留意点		★保護者
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1 即時型 2 口腔アレルギー症候群 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		A 給食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定		(電話) 【緊急連絡先】 ★連絡医療機関 (医療機関名) (電話)
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1 食物(原因) 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3 運動誘発アナフィラキシー 4 昆虫 5 医薬品 6 その他 ()		B 食物・食材を扱う授業・活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定		
C 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく >内に診断根拠を記載 1 鶏卵 < > 2 牛乳・乳製品 < > 3 小麦 < > 4 ソバ < > 5 ピーナッツ < > 6 種実類 < > () 7 甲殻類（エビ・カニ） < > 8 果物類 < > () 9 魚類 < > () 10 肉類 < > () 11 その他1 < > () 12 その他2 < > ()		C 運動(体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定		
D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2 アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3 その他 ()		D 宿泊を伴う校外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要		
E その他、配慮管理事項（自由記載）		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名		

【診断根拠】該当するものをく >内に記載
 ①明らかな症状の既往
 ②食物負荷試験陽性
 ③IgE抗体等検査結果陽性

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名：

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

アナフィラキシー (あり・なし)
食物アレルギー (あり・なし)

1 病型・治療		2 学校生活上の留意点		★保護者
A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1 即時型 2 口腔アレルギー 3 食物依存性運動誘発アレルギー B アナフィラキシー病型 1 食物 (原因) 2 食物依存性運動誘発アレルギー 3 運動誘発アナフィラキシー 4 昆虫 5 医薬品 6 その他 () C 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号 () 1 鶏卵 < 2 牛乳・乳製品 < 3 小麦 < 4 ソバ < 5 ピーナッツ < 6 種実類・木の実類 < 7 甲殻類 (エビ・カニ) < 8 果物類 < 9 魚類 < 10 肉類 < 11 その他 1 < 12 その他 2 < D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬 (抗ヒスタミン薬、 2 アドレナリン自己注射薬 3 その他 ()		A 給食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 B 食物・食材を扱う授業・活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 C 運動 (体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 D 宿泊を伴う校外活動 1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要 E その他、配慮管理事項 (自由記載)		(電話) (医療機関名) (電話)
<p>・即時型: 原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、アナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。</p> <p>・口腔アレルギー症候群: 果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内の症状(のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったいなど)が出現する。全身的な症状に進むこともある。</p> <p>・食物依存性運動誘発アナフィラキシー: 原因となる食物を摂取して2時間以内で一定量の運動(昼休みの遊び、体育、部活動等)をすることにより、アナフィラキシー症状を起こす。食べただけ、運動しただけでは症状は起こらない。</p> <p>・運動誘発アナフィラキシー: 運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状で、食事との関連はない。</p> <p>・昆虫: 蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となる。アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチである。</p> <p>・医薬品: 抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因となる。</p> <p>・その他: ラテックス(天然ゴム)</p>		<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 (印)</p> <p>医療機関名</p>		
<p>【診断根拠】該当するものを<>内に記載</p> <p>① 明らかな症状の既往</p> <p>② 食物負荷試験陽性</p> <p>③ IgE抗体等検査結果陽性</p>		<p>ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす児童生徒もいる。原因物質を“食べる”だけでなく、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因になるので、個々の児童生徒に応じたきめこまかい配慮が必要である。</p> <p>内服薬としては、多くの場合、抗ヒスタミン薬やステロイド薬を処方される。しかし、これらの薬は、内服してから効果が現れるまでに時間がかかるため、アナフィラキシーショックなど緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできない。ショックなどの重篤な症状には、アドレナリン自己注射薬を早期から注射する必要がある。</p>		<p>【緊急連絡先】</p>

★学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名:

保護者 様

平成 年 月 日
横浜市立 学校
学校長

アレルギー疾患に関する個人面談について

【ぜん息 食物アレルギー その他 ()】

お子さまのアレルギー疾患の症状、対応等についてより詳しく把握するため、個人面談を実施いたします。

なお、面談の際は、事前に配布した書類に、必要事項を記入し、ご持参ください。
よろしくお願いいたします。

● 面談予定日

_____ 月 _____ 日 時間は _____
_____ 月 _____ 日 午前 ・ 午後 _____
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分から

● 面談の日で都合の悪い日がありましたらご記入ください。

面談につきまして、日程が決定しましたらお知らせします。
なお、学級担任の他に学校職員も同席しますのでよろしくお願いいたします。

個人面談の日が決まりました。

_____ 年 _____ 組 氏名 _____

_____ 月 _____ 日 ()

_____ 午前 ・ 午後 _____ 時 _____ 分～

場所： _____

※事前に配布した書類に、必要事項を記入し、ご持参ください。

アレルギー対応票

(アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎・気管支ぜん息)

作成日：平成 年 月 日

平成 年度 年 組	(生年月日： 年 月 日)
児童生徒氏名	(性別：) 保護者氏名

緊急連絡先

	氏名	続柄	電話番号	特記事項
1			自宅・職場・携帯	
2			自宅・職場・携帯	
3			自宅・職場・携帯	

主治医

医療機関名・診療科名	主治医名
電話番号	住所

原因物質

--

発症時の症状

--

学校生活における留意点

--

緊急時の対応

--

面談時に記入

薬剤使用時の留意事項等

使用薬剤	管理方法 本人保管 ・ 学校保管 (理由)
保管場所	保管期間 (更新時期)
使用条件	
使用上の留意点	

学校記入欄

--

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員で共有することに同意します。

保護者署名

食物アレルギー対応票

作成日：平成 年 月 日

平成 年度 年 組	(生年月日： 年 月 日)
児童生徒氏名	(性別：)
保護者氏名	

緊急連絡先

	氏名	続柄	電話番号	特記事項
1			自宅・職場・携帯	
2			自宅・職場・携帯	
3			自宅・職場・携帯	

主治医

医療機関名・診療課名	主治医名
電話番号	住所

原因食品と摂取後の症状

--

家庭での食事・外食・おやつについての除去方法

--

学校給食に希望する対応内容

--

学校生活における留意点

--

緊急時の対応

--

アナフィラキシーショックの経験の有無

<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい (回数： 回・最後の発症： 年 月・原因：)
※アナフィラキシー発症時は、必ず救急車を要請します。

学校記入欄

--

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員で共有することに同意します。

保護者署名

エピペン®対応票

作成日：平成 年 月 日

平成 年度 年 組	(生年月日： 年 月 日)
児童生徒氏名	(性別：)
保護者氏名	

原因物質

--

既往症状

--

学校生活における留意点

--

緊急時の対応

--

面談時に記入

薬剤使用時の留意事項等

使用薬剤	管理方法 本人保管 ・ 学校保管 (理由)
保管場所	保管期間 (更新時期)
使用条件	
使用上の留意点	

学校記入欄

--

※アナフィラキシー発症時は、必ず救急車を要請します。

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員で共有すること、また、必要に応じて教育委員会等関係機関に伝えることに同意します。

保護者署名

記入例

エピペン®対応票

作成日 : 平成 年 月 日

平成 年度 年 組	(生年月日: 年 月 日)
児童生徒氏名	(性別:)
保護者氏名	

原因物質

エビ・カニ

既往症状

エビ (1匹)・・・5分後
じんましん (全身)、咳、ぜん息、ぐったり

学校生活における留意点

給食における除去食をお願いします。
じんましんが出たらその時点で家庭に連絡してください。

緊急時の対応

原因食物を食べてしまい何らかの症状が現れたら注射してください。

面談時に記入

薬剤使用時の留意事項等

使用薬剤 エピペン®	管理方法 (理由)	本人保管 ・ 学校保管
保管場所 かばんのポーチの中	保管期間 (更新時期) 1年間 (平成 24 年 3 月 23 日)	
使用条件	呼吸器症状等が現れ、悪化のきざしが見えたらエピペンの注射をお願いします。	
使用上の留意点	本人が自分でできる状態であれば自分で注射します。 意識がないなど自分で注射できないときは、注射をお願いします。	

学校記入欄

※アナフィラキシー発症時は、必ず救急車を要請します。

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員で共有すること、また、必要に応じて教育委員会等関係機関に伝えることに同意します。

保護者署名

食物アレルギー個人カルテ 面談等記録票 (学校記入用) 平成 年度

年	組	氏名	男 女	面談実施日	：	月	日
初回 面談出席者	保護者 ・ 父親 ・ 母親 ・ ()						
	学校側 ・ 校長 ・ 副校長 ・ 給食主任 ・ 養護教諭 ・ 栄養職員 ・ 学級担任 ・ ()						
提出書類	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応依頼票			提出日	平成	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 学校生活管理指導表			提出日	平成	年	月 日
アレルギー対象食品 対応方法							
年月日	保護者との面談記録・連絡事項			学校での対応			記入者名

平成 年度 食物アレルギー対応児童生徒一覧表

(年 月 日現在)

No.	年	組	児童名	除去食品	給食・調理実習・体験学習等での対応
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

健康教育課の指示により提出します。

様式 9

平成 年 月 日

健康教育課長

学校名 横浜市立
校長名

アレルギー事故報告書

1 事故発見日時	平成 年 月 日 曜日
2 当該児童生徒	年 組
3 事故名	

4 事故の概要（どのような経緯で症状が出て、誰が、どのように気が付き、その場でどのような措置をとったか、病院搬送の有無、等）

5 当該児童生徒の症状及びその後の経過（発見時の症状→現時点で把握できている状態）

6 （食物アレルギーの場合）献立及び使用材料

取扱注意

年 月 日

エピペン®所持在籍児童生徒情報

所在地	学校
校長名	電話番号 ()

学年	年齢	性別	アレルギー疾患の原因等 (医薬品、食物、昆虫、運動等原因の記述)

担当者職氏名

○この情報は、毎年度5月末日までに、健康教育課へ報告してください。

○新たに、所持児童生徒が増えるなど、変更がある場合はその都度報告してください。

給食物資 アレルギー情報問い合わせ票

様式 11

学校名 小学校	ブロック ()	依頼者名	
※ 太線内は学校記入です		学校コード ()	学校TEL 依頼日 月 日

(財)横浜市学校給食会宛 FAX 045-662-7834 (TEL 045-662-2541)

月分

給食会：返信月日 月 日
返信者名

この問合せ票の使用方法

- 1、給食会ホームページの情報だけでは、アレルギー物質がわからない給食用物資の問合せ
- 2、原料配合比の問合せ
- 3、その他

物資品目名	確認したいアレルギー物質名	窓口業者	製造業者	回答枚数
送付合計枚数				

給食物資 アレルギー情報問い合わせ票

記入例

<input type="radio"/> × 小学校	ブロック (D)	依頼者名 鱈腹 みどり	
	学校コード (9999)	学校Tel △△〇—1111	依頼日 月 日

※ 太線内は学校記入です

(財)横浜市学校給食会宛 FAX 045-662-7834 (TEL 045-662-2541)

給食会：返信月日 月 日

返信者名

10月分

この問合せ票の使用方法

- 1、給食会ホームページの情報だけでは、アレルギー物質がわからない給食用物資の問合せ
- 2、原料配合比の問合せ
- 3、その他

物資品目名	確認したいアレルギー物質名	窓口業者	製造業者	回答枚数
××××	たまご	(株)※※※※	くじら食品	

給食物資アレルギー情報問い合わせ票について

学校給食用物資標準規格集や、横浜市学校給食会ホームページの情報でもわからない場合や、アレルギー対応のため、原料配合の詳細確認を要する場合は、「給食物資アレルギー情報問い合わせ票」で本会規程の問い合わせ用紙に記入された内容に関して、原料配合票をFAXにて送信します。

(問い合わせ票に記入後、本会宛てにFAX送信してください。)

《問合せに関するお願い》

- ◎ まずは、「学校給食物資標準規格集」で確認し、本会への問合せを要する物資を取捨選択してください。
- ◎ 「前月までに選定済物資」（「窓口業者、製造業者」が同じ）に関しては、原料配合も同一です。既に回答済みの資料をご活用ください。
【例】4月～7月使用の「ベーコン」（4・5・6・7月）
- ◎ 原料配合表と一括表示写しを照合確認した後に回答資料を送付します。確認終了まで回答を保留することがあります。
- ◎ 詳細について確認の必要がある場合は、具体的に明記してください。確認の要望につき対応いたします。（コンタミネーションに関する確認等）
- ◎ 問合せ用紙は、回答資料の1枚目（ファックス送付票）として返送します。学校記入欄に必要事項を記入してください。「横浜市学校給食会」に「様」「御中」等加筆する必要はありません。
- ◎ 細部に関するお問合せについては、製造業者に改めて問合せし、資料を取り寄せますので、回答に日数を要する場合があります。

【参考文献】

- 1 「最新食物アレルギー」 海老澤元宏 少年写真新聞社
- 2 「食物アレルギーと食育」 上田伸男、坂井堅太郎 少年写真新聞社
- 3 「よくわかる食物アレルギー」 栗原和幸 MCクリエイト (株)
- 4 「食物アレルギーの手びき」 馬場 實、中川武正 南江堂
- 5 「先生と保護者のための子どもアレルギー-百科」 向山徳子 少年写真新聞社
- 6 「もうアレルギーに苦しまない」 永井博弐 丸善
- 7 「食物アレルギーの診療の手引き 2005」 厚生労働科学研究班 主任研究者 海老澤元宏
- 8 「食物アレルギー診療ガイドライン 2005」 日本小児アレルギー学会 食物アレルギー委員会
- 9 「食物アレルギーの現状と対応」(平成 18 年) 今井孝成 全国学校栄養士協議会
- 10 「市民のための食物アレルギー-講座記録集」 アレルギーを考える母の会・日本アレルギー協会他
- 11 「食物アレルギーによるアフラキシン学校対応マニュアル小・中学校編」(2005 年) (財)日本学校保健会
- 12 「食物アレルギー対応の手引」(平成 17 年) 仙台市教育委員会
- 13 学校給食における食物アレルギー対応のための手引き 長野県教育委員会
- 14 食物アレルギーによる発症予防事業(平成 18 年) 神奈川県衛生研究所
- 15 アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック 厚生労働省
- 16 「食に関する個別指導実践事例集」(平成 16 年) 文部科学省
- 17 「養護教諭実務事例集」(平成 16 年) 横浜市教育委員会・横浜市養護教諭研究会
- 18 「栄養教諭・栄養職員実務の手引き」(平成 16 年) 横浜市立学校栄養教諭・栄養職員研究会
- 19 「小学校給食指導の手引き」(平成 14 年) 横浜市教育委員会
- 20 「アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック」 消費者庁
- 21 「食物アレルギー診療の手引き 2008」 厚生労働省科学研究班主任研究者 海老澤元宏
- 22 「食物アレルギー栄養指導の手引き 2008」 厚生労働省科学研究班主任研究者 海老澤元宏
- 23 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 財団法人 日本学校保健会

〈 主任監修者 〉

海老澤 元宏 国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部長

〈 監修者 〉

相原 雄幸 三崎保健福祉事務所長
池澤 善郎 横浜市立大学皮膚科名誉教授 国際医療福祉大学熱海病院教授
今井 孝成 国立病院機構相模原病院 小児科医長
横田 俊平 横浜市立大学大学院医学研究科発生成育小児医療学教授

〈 監修 〉

横浜市医師会学校医部会

〈 編集協力 〉

横浜市立小学校長会 健康教育部会
横浜市立中学校長会 健康教育部会
横浜市養護教諭研究会
横浜市立学校栄養教諭・栄養職員研究会

(敬称略・50 音順)

アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル

平成23年 6月発行

教育委員会事務局 指導部 健康教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3275・3277 FAX045-681-1456

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/>